

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

2019年10月1日より  
指定給水装置工事事業者制度は  
5年ごとの更新が必要になります

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

\*現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)



| 吹田市から指定を受けた日     | 初回更新までの有効期間                |
|------------------|----------------------------|
| H10.4.1~H11.3.31 | 改正法施行日の前日から1年：2020年9月29日まで |
| H11.4.1~H15.3.31 | 2年：2021年9月29日まで            |
| H15.4.1~H19.3.31 | 3年：2022年9月29日まで            |
| H19.4.1~H25.3.31 | 4年：2023年9月29日まで            |
| H25.4.1~R元.9.30  | 5年：2024年9月29日まで            |

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛にダイレクトメールにて通知をします。  
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)に準拠

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具を有する者
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

\*法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●更新申請に必要な書類

\*省令第18条に準拠

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)  
又は住民票の写し(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類  
(免状又は技術者証等の写し)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

\*法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技術を有する者の従事状況

◎4項目の確認資料

- ①講習会の受講修了証等
- ②外部研修の受講実施履歴等
- ③施工者の経験の有無及び
- ④配管技能の資格の有無

★更新に係る事務手続き手数料(吹田市水道条例第28条の規定による) 6,000円



更新申請についてのお問い合わせは

水道部工務室給水相談グループ TEL06-6384-1258